

2023年度 中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業
調査レポート

「チェコ財政健全化パッケージ（2024年1月1日施行）」について

(2024年1月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)
プラハ事務所

海外展開支援部

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）プラハ事務所が現地会計事務所 PricewaterhouseCoopers Ceska republika s.r.o. に作成委託し、2024年1月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび PricewaterhouseCoopers Ceska republika s.r.o.、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび PricewaterhouseCoopers Ceska republika s.r.o. が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

ジェトロ・プラハ事務所

E-mail : CPR@jetro.go.jp

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外展開支援部 戦略企画課 個別支援班

E-mail : Platform-bda@jetro.go.jp

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a large, bold, serif font.

目次

A. 財政健全化パッケージ – 主な改正内容の項目一覧

B. 特定の重要項目に関する詳細説明

1. 法人税

- ① 税率の引き上げ
- ② 損金算入限度額に関する改正
- ③ 未実現為替換算差額の取り扱い

2. 個人所得税

- ① 累進税額の適用範囲の拡大
- ② 法定外福利厚生に関する税制優遇の一部撤廃
- ③ DPP 契約における社会保険料支払い義務の拡大と、関連する法改正
- ④ 疾病保険料の扱いに関する変更

3. 機能通貨の概念の導入

A. 財政健全化パッケージ - 主な改正内容の項目一覧

チェコの財政再建に向けた財政健全化パッケージが、2024年1月1日に施行された。本パッケージによる制度改正は、法人税、個人所得税、社会保険料、付加価値税など幅広い分野の65項目に及び、その影響は多岐にわたる。これによりチェコ政府は、2024年、2025年の2年間で1,500億コルナ強に上る財政収支の改善を見込んでいる。

表：主な増収措置		
改正項目	改正前	改正後
企業・雇用関係		
法人税		
法人税率の引き上げ	19%	21%
社用車の償却可能限度額	—	償却可能限度額は購入原価200万コルナまで（M1車両のみ）
ゼロエミッション車両の特別償却	—	償却期間 24か月の加速償却を選択できる
贈答用ワインの損金算入の撤廃	500コルナまで損金算入可能	廃止
未実現為替差額の取り扱い	全ての為替差額を益金・損金に算入	未実現為替差額のみ当年度の所得から除外し、実現年度での認識とできる
国外流出所得の報告範囲の限定	国外の非居住者が稼得する全てのチェコ源泉の非課税所得をチェコ税務署に報告	報告範囲を限定。利子は月30万コルナを上回る場合のみ報告が必要。配当・ロイヤルティは報告対象に金額制限なし。
個人所得税		
職務遂行契約（DPP）に基づく被雇用者の賃金に対する社会保険料支払い義務の拡大	1契約につき月額賃金1万コルナ未満の場合、社会保険料支払い義務免除	月額賃金がチェコの平均賃金の25%未満の場合（複数の契約を締結している場合には、賃金合計がチェコの平均賃金の40%未満の場合）社会保険料の支払い義務免除
個人所得税23%の適用範囲の拡大	所得額と平均賃金の4倍との差額に適用	所得税と平均賃金の3倍との差額に適用
被雇用者負担の病欠保険料の再度導入	0%（雇用者負担は2.1%）	0.6%（雇用者の負担率は変更なし）
法定外福利厚生（非現金支給）に対する個人所得税免税の一部制限	健康維持・治療、文化・スポーツなどに関連する福利厚生としての非現金支給は全額非課税（ただしレクリエーション関係、団体旅行の場合は年間2万コルナまで非課税）	健康維持・治療、文化・スポーツ、レクリエーション関係、団体旅行などに関する福利厚生としての非現金支給（総計年額）は、チェコ平均賃金月額額の50%（2024年の

		適用額：2万1,983コルナ) まで非課税
食事関連の福利厚生に係る免税制度の統一	雇用者：損金算入限度額あり 従業員：全額非課税扱い	雇用者：全額、損金算入可能 従業員：免税限度枠の設定 (食事手当の70%)
社用車を私的利用する場合の所得加算	低排出ガス：購入価格の 0.5% その他の車両：購入価格の 1%	ゼロエミッション車のカテゴリーを新設。課税所得への加算額を購入価格の0.25%に設定
所得税控除等の範囲縮小	配偶者控除 ：納税者と家計を共有する配偶者。配偶者の年間総所得が6万8,000コルナを超えない 養育費控除 ：保育園・幼稚園に子供を預けている場合における保育園・幼稚園にかかる費用の税額控除 学生控除 ：専門学習を継続する学生向けの税額控除 労働組合費 ：所得控除	配偶者控除 ：適用条件の厳格化。納税者と家計を共有し、3歳未満の子供を養育している配偶者。配偶者の年間総所得が6万8,000コルナを超えない 養育費控除 ：廃止 学生控除 ：廃止 労働組合費 ：廃止
その他の所得の一般免税枠新設	—	一般免税枠 5万コルナ
その他の税制		
付加価値税 (VAT) 軽減率の統一	基本税率：21%、第1軽減税率：15%、第2軽減税率：10% 食品、身体障害者向け器具、航空旅客運賃など：15%乳幼児用食品、医薬品、書籍、新聞・雑誌、宿泊・外食サービス（ビールを含む）、公共交通機関運賃、水道料金、理容・美容サービスなど：10%	基本税率：21%、軽減税率：12% 改正前10%、15%の軽減税率適用商品、サービスを12%に統一。ただし・書籍は免税・理容・美容サービス、および外食サービスのうちビール代にかかるVATは基本税率に移行
不動産税の引き上げ		平均80%増
国内高速道路使用料の引き上げ（2024年3月1日付施行）	年額1,500 コルナ	2024年：年額2,300コルナ、 2025年以降：物価上昇率を含む指標より引き上げ率を設定
たばこ物品税の引き上げ		2024年：10%引き上げ 2025～2027年：毎年5%引き上げ
スピリッツ物品税の引き上げ		2024年および2025年：10%引き上げ、2026年：5%引き上げ

賭博税の引き上げ	基本税率：35% 軽減税率 (カジノ、競馬、スポーツ賭博などに適用)：23%	軽減税率：30% (基本税率は変更なし)
会計		
機能通貨の導入	—	会計方針で選択すれば、機能通貨で記帳・報告することが可能 (ユーロ、米ドル、英ポンドのいずれか)

B. 特定の重要項目に関する詳細説明

以下、日系企業に特に影響があると考えられる項目につき、詳細内容を解説する。

1. 法人税

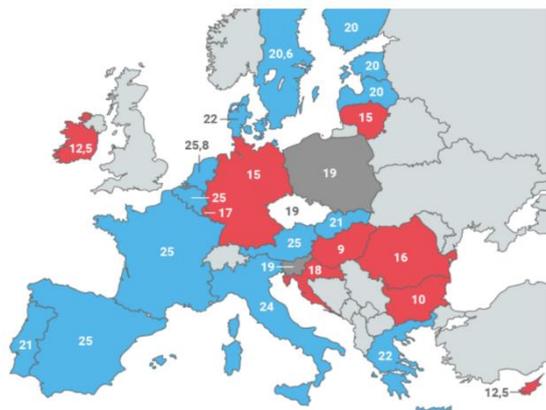
① 税率の引き上げ

<変更概要>チェコ法人税の標準税率が 19%から 21%に引き上げられる。新税率は、改正税法発効後、2024年1月1日以後に開始する税務年度より適用される。

<背景>従来の法人税率 19%は、他の EU 諸国と比較してやや低めの設定となっていた (EU 平均：21.2%)。この税率変更により、チェコ政府は、2025年に約 218 億コルナの法人税収の増加を見込んでいる。

参考情報

EU 諸国の法人税率 - チェコは EU 27 か国中、平均未満であった。(出所：チェコ財務省) (2023年、EU 平均 21.2%)



② 損金算入限度額に関する改正

1) 社用車価格の償却可能限度額の設定

<背景>

事業用の車両は会社所有の資産であれば、減価償却費分を損金算入できる。リースの場合は、税法上の要件を満たせば、支払リース料を損金に算入できる。今回の改正の理由は、企業が高級車を個人使用の目的で購入したにもかかわらず、事業目的と偽り、税務上の恩典を濫用する事例が散見されたためである。

<変更概要>

・事業目的で乗用車（社用車）を購入する場合、税務上損金算入できる車両 1 台当たりの減価償却限度額は、200 万コルナに設定される。この上限を超過する購入価格ないし技術的改良費用は、損金に算入できず課税対象となる。償却限度額の設定は、2024 年 1 月 1 日以降に始まる税務年度に新たに事業用に取得した M1 カテゴリー（注）に属する車両に対して適用される。2023 年以前に取得し、従来制度で償却されてきた既存資産は、引き続き限度額なく減価償却できる。

・M1 カテゴリーの車両をファイナンス・リース取引で取得する場合（借り手）は、支払リース料累計最高 200 万コルナを損金算入可能費用として考慮できる。一方、同車両をオペレーティング・リースで使用する場合は、支払リース料には、損金算入の制限はない。

参考情報

- ・ M1 車両は、座席数が 8 名分以下（運転席除く）で立ち席を有さない乗用車を指す（国連欧州経済委員会（UNECE）の車両構造に関する統合決議に基づく車両区分）。
- ・ ファイナンス・リースとは、資産の所有に伴うリスクと経済的便益を実質的に全て借り手に移転するリースのこと。一方、ファイナンス・リース以外のリースをオペレーティング・リースという。一般にファイナンス・リースは固定資産を実質的に割賦購入し、その代金をリース期間に渡って払っているものに対して、オペレーティング・リースは単なる固定資産の賃貸である。

2) 電気自動車（ゼロエミッション車両）に関する特別償却**<変更概要>**

・2024 年 1 月 1 日から 2028 年 12 月 31 日の間に事業用に購入するゼロエミッション車両に関しては、車両の取得原価に特別償却（加速償却）を選択適用することができる。具体的には、24 ヶ月以内での償却期間で、最初の 12 ヶ月に原価の 60%を償却、続く 12 ヶ月に残りの 40%を償却する（月額定額）。

・ファイナンス・リースで調達するゼロエミッション車両についても同様に扱われる（償却期間を 2 年間に調整）。

・車両の減価償却期間は、法定最低耐用年数の 5 年が原則である。2023 年以前に購入し、従来制度で償却されてきた既存資産は、ゼロエミッション車両であっても従前のルールに従って償却が継続される。

参考情報

ゼロエミッション車両とは、その走行中にCO₂など地球温暖化ガスを排出しない車両（電気自動車など）をいう。ハイブリッド車は、ゼロエミッション車には属さない。

3) 贈答用ワインの損金算入の撤廃**<変更概要>**

広告宣伝・販売促進用に（例：提供会社のロゴ入り）、（スパークリングでない）ワインを贈答品として提供する場合、従来は、1本あたり500コルナまで損金算入が可能であったが、2024年1月以降これが廃止される。

③未実現為替換算差額の取り扱い**<背景>**

チェコ会計上、外貨建て貨幣性資産および負債は、チェコ中央銀行による公式為替レートを用いてチェココルナに換算される。期末時点で決済されていない外貨建て資産・負債は年度末レートで換算され、会計上、未実現為替差損益として（「換算差額」として）認識する（取引決済時に生じる為替差額を「決済差額」、期末評価時に認識する差額を「換算差額」という）。2014年の改正税法により、会計上の収益・費用として認識されたものは、法人税の課税計算上も益金・損金となることが改めて明示された。これにより、決算期末に会計上認識された未実現為替差損益を含むすべての為替差額が、法人税の課税所得計算上も、益金・損金を構成することが明確になった。

<変更概要>

・財政健全化パッケージによる改正により、**2024年1月1日以降、未実現為替差額をその発生（認識）した税務年度の課税計算から除き、それが実現する年度の所得計算に含めるまで先送りする方法が選択できるようになった**（実現した決済差額だけを課税所得計算に織り込む方法を選択することが可能となった）。従来どおり、未実現為替差額を課税計算に含める処理方法を採用することもできる。

・この方針を選択（ないし解除）するためには、未実現為替差額を除外することを予定する税務年度の初日から3ヶ月が経過する前までに、納税者が税務当局に通知することが条件となる。この通知は撤回することはできない。この方針を選択した場合、恣意的操作のリスクを排除するため、通知を行った期を含めて3年度は変更することができない）。

・未実現為替差額の除外を選択した場合は、すべての外貨建て資産・負債に係る未実現為替差額に対し、同じ取り扱いをする必要がある。

2. 個人所得税

① 累進税額の適用範囲の拡大

<背景>

チェコの個人所得税制は、2段階税率の累進課税制を採用している。基本税率 15%で、一定金額を超過する所得額（上限なし）に対しては 23%が適用される。累進税率 23%が適用される高額所得は、従前、月額平均賃金の 48 倍を超える所得と定義されていた。

<変更概要>

・税率 23%が適用される所得範囲が、月額平均賃金の 48 倍（年額の 4 倍）から、2024 年以降は 36 倍（年額の 3 倍）に引き下げられた。累進税率が適用される所得水準が低下することで、課税範囲が拡大する。

・2024 年度に適用される平均賃金（グロス値 43,967 コルナ）に基づき、年間課税所得 158 万 2,812 コルナ（月額 13 万 1,901 コルナ）までが 15%の基本税率で課税され、この基準額を超える所得に対して 23%の税率が適用される。

・なお、社会保険については変更なく、従来どおり社会保険料の算定基礎額上限は平均月額賃金の 48 倍で、2024 年度は年間 211 万 416 コルナ（月額 17 万 5,868 コルナ）となる。

参考情報

- ・個人所得税の税率は、2013 年に、基本税率 15%に加え、高額所得者に対する連帯付加税（7%）が導入され、一定水準以上の所得には 22%が適用された。その後 2021 年に 23%に改定された。
- ・健康保険料に関しては、2013 年以降上限設定が撤廃されており、上限なく、所得金額に対する所定の割合の保険料が要求される。

② 法定外福利厚生に関する税制優遇の一部撤廃

<背景>

・従業員に対する報酬は、給与・賞与、各種手当に加え、種々の形態をとる福利厚生（ベネフィット）から構成される。従業員に付与される福利厚生の税務上の取り扱いは、その形態ごとに細かく定められている。

・典型的な従業員向け福利厚生の例としては、社用車制度、携帯電話の貸与、食事券等の食事補助、文化・スポーツイベントの支援やレクリエーションの補助、ヘルスケアサポート、年金・生命保険料の補助、追加の有給休暇、家賃補助、通勤手当の支給などがある。チェコ企業の約半数が、福利厚生のカフェテリア制（従業員が複数の選択肢から好みの福利厚生を選択できるシステム）を採用している。

・PricewaterhouseCoopers Ceska republika s.r.o.の調査データによると、チェコでは、福利厚生関連費用が従業員報酬の5%程度を占める。従業員1人当たりの福利厚生の金額は、職位により異なるが、年平均3万~4万コルナで、近年は増加傾向にある。

<変更概要>

財政健全化パッケージは、雇用者のみならず、従業員個人の税務処理にも影響を及ぼす。福利厚生プログラムに関しては、概して優遇扱いの縮小や廃止がなされ、課税ベースが拡大された。

1) 従業員向け福利厚生（食事に関するものを除く、現金支給を伴わないもの）の優遇税制の一部制限

<背景>

・従来従業員（やその家族）に対し、以下に挙げる非現金支給の福利厚生が提供される場合には、従業員の個人所得税上、免税対象として扱われていた。

- ・ 医療機関での医療・治療・衛生・ヘルスケア関連の物品購入や、医療サービス利用費用の負担
- ・ 処方薬に関する医療機器の購入
- ・ 教育施設やレク施設、保育園・幼稚園等の未就学児ケア施設、図書館や体育・スポーツ施設の利用権
- ・ 文化活動やスポーツイベントへの参加費の支援
- ・ 書籍の購入支援、など

・雇用者がレクリエーション費および旅費を負担する場合は、従業員1人当たり（その家族を含め）年間最大2万コルナまでが個人所得税の免税扱いであった。

<変更概要>

・従業員はこれまで同様、各種手当や福利厚生を会社から受給することができるが、上述の非金銭的福利厚生に関しては、税務上の免税上限額が導入された。

・2024年1月1日以降は、従業員の個人所得税上、課税免除となるのは、月額平均賃金の50%相当までに限定される。暦年判断で、これを超える福利厚生金額は課税対象となり（2024年度は年間2万1,983コルナまで）。超過分は通常の給与賃金と同じ課税所得となり、社会保険料・健康保険料の算定基礎額にも含まれる（雇用者および被用者双方）。

・新規則は、福利厚生の種類によるが、2024年1月以降で、そのベネフィットの権利が付与された時、ないし、実際の支給時から適用される。

・同じく、雇用者側の課税扱いも変更される。従前、会社が負担する非金銭的福利厚生費用は、損金不算入の扱いであった。今後は、従業員側で免税枠を超過した部分について損金に算入できるようになる。ただし、これら福利厚生の受給権が、雇用契約・労働協約・会社内規・その他合意文書にて明記されている場合に限られる。

参考情報

直接の親族・配偶者のみならず、経済的基盤を同一にする同居人のパートナーであっても、税務上は従業員の家族とみなされる。

2) 食事券、食事手当（現金支給）に関わる法人税・所得税免除制度の変更**<背景>**

非金銭的福利厚生の一環で、過去より、食事券（ミールバウチャー）制度や社員食堂（キャンティーン）での食事補助が提供されてきた。また 2021 年には、食事手当（現金支給）の制度も始まった。

<変更概要>

・今回の改正により、会社が負担する従業員の食事支援については、支給形態によらず、免税扱いの条件判断が統一される。2024 年 1 月 1 日以降、これまで雇用者側に設定されていた損金算入限度額の扱いが撤廃され、従業員の個人所得税上の免税限度額が新たに設置された。

・労働協約、会社内規やその他合意で規定されるルールに基づいて雇用者が負担する従業員向け食事関連費用は、現金・非現金いずれの支給タイプでも、会社側では全額を損金算入可能な費用として扱うことができるようになった。

・一方、従業員側の取り扱いは異なる。従来は、非金銭的福利厚生として、従業員に提供された食事支援は、所得税上、限度なく非課税扱いとできた。新ルールでは、免税範囲に上限が設定される。これまで食事手当（現金支給）のみに適用されていた免税上限額を、食事手当（非現金支給）に対しても等しく適用することで、いずれの種類の食事支援に関しても、免税範囲が同額で限定されることになり、課税関係の統一が図られる。

・**2024 年 1 月 1 日以後、1 業務シフトあたり、従業員に付与される食事手当の免税所得の上限は、5～12 時間の出張時に支給される食事手当額の上限の 70%に設置された（2024 年度の限度額は 116.20 コルナ）。**この基準額を超える食事支援は従業員側で課税所得となる。

・食事手当の所得税免税の前提条件として、従業員はシフト時間中、職場で一日 3 時間以上継続勤務する必要がある。また、雇用契約・労働協約・内規等に明記され、従業員の権利として認められたものでなければならない。

3) ゼロエミッション車の個人利用**<背景>**

社用車は多くの会社で、少なくとも一部の従業員（マネジメントクラス）向けに提供されている。社用車を私的に無償で利用する場合は、非金銭所得扱いとなり、その車が個人利用可能な状態である限り、取得原価の 1%（低排出ガス車は 0.5%）を毎月の課税所得に加算する。

<変更概要>

ゼロエミッション車のカテゴリが追加された。ゼロエミッション車の場合は、原価の 0.25%相当が、従業員報酬として課税所得に含まれる。これにより、2024 年 1 月 1 日以降車両タイプに応じて以下のとおり設定される。

- ゼロエミッション車：購入価格の 0.25%
- 低排出ガス車：購入価格の 0.5%
- その他の自動車：購入価格の 1%

参考情報

ゼロエミッション車とは、電気自動車や燃料電池車を指し、その走行時に CO₂ などの地球温暖化ガスを一切排出しない車を指す。また、低排出ガス車とは、CO₂ 排出量 50g/km 以下で、かつ、実路走行における大気汚染物質の排出制限値の 80%を超えない車をいう。

4) その他の所得に適用される一般免除枠**<変更概要>**

その他の所得に関し、一般免税限度枠として、納税者一人当たり年間 5 万コルナまでが新たに設定される。この免税枠は、その他の所得のうち特定種類の所得の免税扱いを取りまとめたもので、偶発的な活動から生じた所得、贈与、宝くじ、外貨預金等の為替差益などの所得が対象となる。

③ DPP 契約における社会保険料支払い義務の拡大と、関連する法改正**<背景>**

・チェコでは、労働法に基づく労務関係のみが法的に許容されており、契約形態としては、以下 3 種類が存在する。

- 雇用契約 (HPP: Hlavní pracovní poměr) - 標準型の労務サービス提供契約
- 業務活動の内容に関する合意 (DPČ: Dohoda o pracovní činnosti) - 月平均で最大週 20 時間の労働 (主にパートタイム用)
- 特定業務の遂行に関する合意 (DPP: Dohoda o provedení práce) - 暦年で最大 300 時間までの労働 (主にプロジェクト用)

・DPC 契約や DPP 契約は、従来、雇用契約に比べ労働者の権利を限定するもので、パートタイムや期限付きの業務のみを対象に使用されてきた。DPP 契約を主たる収入源とし、保険料の納付を回避してきた労働者は、年金保険の対象となっていなかったため、老齢年金の受給権が基本的になかった。DPP 契約下で従事する従業員は、一つの雇用主から 1 カ月に 1 万コルナを越す所得がある場合にのみ、社会保険料の支払い義務が科された。

・実際には、同時に複数の雇用主と複数の DPP 契約を締結し、所得が累積している場合もあり、多額の所得を得ていても、保険料の納付がなされていないという問題が生じていた。契約の合算については、特に規制されていなかった。

<変更概要>

・DPP 契約において保険料納付が義務付けられる規定賃金額の 1 万コルナ基準が変更される（従来より雇用者には所得税源泉徴収義務あり）。**2024年7月1日以降、DPP で就労する従業員（被用者）も、社会保険・健康保険システムへの加入が義務付けられる**（財政再建パッケージは 2024年1月1日に発効しているが、DPP に係る改正点の発効日は 2024年7月1日に延期されている）。

・DPP 従業員の社会保険システムへの加入（納付）が義務付けられる適用基準額は、以下のとおり：

- ・ 同一雇用主との全ての DPP 契約の所得合計が、平均賃金の 25%（2024 年度：月額 1 万,500 コルナ）
- ・ 複数雇用主との全ての DPP 契約の所得合計が、平均賃金の 40%（2024 年度：月額 1 万 7,500 コルナ）

・対象従業員の報酬が、これらの基準額を超える場合、雇用者・被用者双方が社会保険料・健康保険料の支払い義務を負う。今後は、すべての雇用主との DPP 契約から得られる全所得を合算して判断するため、この契約を利用してきた労働者にとって、DPP による労働サービス提供の魅力度が薄まる可能性がある。

・一方、雇用者は、これらの契約事実、業務の開始日・終了日、支給される報酬額を、社会保険庁に報告する義務を負う。そのため、関連する記録を適切に保持・管理しなければならない。労働者が同時に、複数の DPP 契約に基づくサービス提供を行っている場合、雇用者はその者に対し文書で、社会保険料等の納付義務を負う可能性があることを伝達する義務もある。

・社会保険庁は、保険加入義務が生じていないかを遡及的に評価し、累計額が基準値を超過している場合、関係する雇用者および被用者に通知する。

参考情報：チェコ労働法の改正

2023年10月1日に改正労働法が発効、雇用契約の枠外での労働サービス提供の合意（DPC/DPP）に関するルールも改正された。DPC/DPP 契約の従業員の労働条件が通常の雇用契約（HPP）に基づく条件に類似するものになり、労働者の保護並びに雇用者の義務が強化された。会社の人事労務プロセスにも影響を与える可能性がある。主な改正内容は以下とおり。

- ・ 年間の有給休暇付与数：雇用契約と同じ。2024年1月以降適用。契約期間が4週間以上、月間労働時間数が80時間以上の場合、有休の付与・残数の管理が必要となる
- ・ 深夜残業、休日・週末出勤や困難な環境での業務に対する追加手当の支給（もしくは代休）
- ・ 事前必須通知の内容（勤務時間予定などを遅くとも3日前までに通知）
- ・ 個人的都合による業務上の支障に伴う休暇取得（ただし給与補償は、特別な合意がない限り支払われない）

- 従業員への情報提供義務の拡大（一方で伝達期限は短縮）
雇用契約、DPC/DPP 契約やその他雇用関係の文書類は、電子的方法による伝達であっても正式なものとして締結できる。

参考情報：雇用契約の場合の社会保険料、健康保険料の料率

2024年度		雇用者負担分 (%)	被用者負担分 (%)
社会保険	年金保険	21.5	6.5
	失業保険	1.2	0.0
	疾病保険	2.1	0.6
	小計	24.8	7.1
健康保険		9.0	4.5
総合計		33.8	11.6

社会保険料の算定基礎額には上限が設けられている。2024年度の上限年額は月額平均賃金の48か月分で211万416コルナ。この上限額に上記料率を乗じた金額が、社会保険料の年間最大納付額となる。健康保険料には上限設定はない。

④ 疾病保険料の扱いに関する変更

<背景>

従業員は2024年1月1日以降、疾病保険料の納付を再び求められる。雇用者負担の疾病保険料率は、2019年7月に、算定基礎額の2.3%から2.1%に引き下げられた。これは、「病欠期間の最初の3日間の手当不支給の待機期間」を廃止したことにより、雇用者の負担が増えたことに対する補償的措置であった。

これによる保険料収入の減少、並びに、その他の疾病保険給付が導入されたことで（父親による育児休暇の導入や拡大など）、疾病保険システムは、2019年来、収支状況が悪化していた。

疾病保険料 (%)	～ 2008年	2009年～ 2019年6月30日	2019年7月1日～	2024年～
雇用者負担	3.3	2.3	2.1	2.1
被用者負担	1.1	0	0	0.6

（出所：チェコ財務省）

<変更概要>

財政健全化パッケージにより、被用者負担分として、算定基礎額（総賃金所得）の0.6%の疾病保険料が再導入された。2009年以降、疾病保険は雇用者のみが負担してきた（本改正による雇用者負担分には変更なし）。改正の結果、2024年1月以降、被用者負担分の社会保険料の合計料率は6.5%から7.1%に増える。上述のDPP契約も賃金合計額

が一定額を超えた場合、その対象となるため、DPP 従業員も社会保険庁に、被用者負担分 7.1%の保険料を支払う義務が生じる。

参考情報：病欠制度

2019年7月1日以降、従業員が病欠休暇を取る初日より、雇用者による疾病手当補償が再開された。これに伴い、雇用者負担の疾病保険料率が 0.2% 引き下げられた（これ以前は、病欠最初の 3 日間は、従業員には疾病手当金や給与代償は支給されなかった）。

- 病欠期間中は無給扱いだが、疾病手当金が支給される
- 初日～14 日目までは、対象者の平均賃金の 60%相当が雇用主によって支給される
- 15 日目～380 日目までは、疾病保険から支払われる。支給額は最初の 30 日間は標準報酬日額（調整計算あり）の 60%、60 日目まで 66%、61 日以降が 72% となる

3. 機能通貨の概念を導入

会計上の取り扱い

<背景>

チェコ会計法は、会計帳簿および財務諸表の作成にあたり、言語をチェコ語、会計報告通貨をチェココルナと定めている。チェコ財務省が貸借対照表、損益計算書等の様式並びに注記の内容に関する政令を公表しており、企業はこれに従い、財務諸表を作成する。企業は会計年度終了後 3 ヶ月以内に、税務申告書とあわせて、注記を含む財務諸表を税務当局に提出しなければならない。ただし、法定監査対象もしくは登録税理士のサービスを受けている場合には、期限を 6 ヶ月まで延長することができる。

<変更概要>

- **機能通貨による記帳と報告**

- 財政健全化パッケージに基づく会計法の改正により、機能通貨の決定や記帳通貨の変更に関する規定が盛り込まれた。これにより、新たに機能通貨の概念が導入され、2024年1月1日以降に開始する事業年度の初日より、会計上、機能通貨を用いて記帳、報告を行うことが可能になる。機能通貨の導入背景は、報告企業が事業活動を実際に遂行する、また、実際に発生する大部分の取引通貨に整合させる形で、会計報告上の通貨を採用できるようにすることである。

- 取引の大部分を外国通貨で行う会社は、記帳、会計処理および財務報告を機能通貨で行うことができる。機能通貨の定義を満たすならば、ユーロ、米ドル、英ポンドのいずれかを使用できる。国際財務報告基準 (IFRS) と異なり、コルナ以外は 3 通貨に限定されている。

・機能通貨を採用するか否かは、会計方針で選択するが（選択適用）、チェココルナが引き続き、標準の会計報告用通貨であることに変わりはない。この点、機能通貨の条件を満たした通貨を会計報告目的で使用することを義務付ける IFRS と異なる（強制適用）。そのため、実際の機能通貨が例えばユーロであったとしても、コルナを継続して適用することが許容される。実務上、当面はコルナでの記帳・報告を継続し、将来他の機能通貨に変更することも可能である。

・機能通貨の定義は基本的に IFRS に準じ、「企業が事業活動を行う主たる経済環境の通貨」と捉えられる。機能通貨の判定基準や考慮すべき指標は、IAS 第 21 号『外国為替レート変動の影響』に基づくが、チェコ会計実務上、より限定的に解釈される可能性がある。

参考情報

IAS 第 21 号『外国為替レート変動の影響』では、機能通貨を「企業が事業活動を行う主たる経済環境の通貨」と定義している。「企業が事業活動を行う主たる経済環境」とは、通常、企業が主に現金を創出した支出する環境を意味する。基礎となる取引、事象及び状況の経済的影響を最も忠実に表現する通貨を機能通貨として決定する。

取引価格を決定する経済圏の通貨を基準にするため、取引上の表示通貨および決済通貨となることが多い。具体的には、販売価格に主に影響を与える通貨や、商品・サービスを提供する際に発生する原価に主に影響を与える通貨を検討する。資金調達を行う際の通貨や営業活動から得た収入を通常保持するのに用いる通貨も、補助的証拠として考慮に入れる。

・ 機能通貨への切り換え

会計報告通貨の変更は、会計年度の期首でのみ認められる。新たな報告通貨への変換時には、チェコ国立銀行が公表する外国為替相場である一般公示レートを用いる。過年度の財務情報も、前会計年度の年度末レートを用いて再表示しなければならない。過年度の損益計算書データは平均為替レートを用いて換算される場合もある（採用する平均レートは、企業が会計方針で定めた方法に基づく）。通貨変更時に生じる調整差額は、その他の利益剰余金として報告される。

また、機能通貨の変更年度およびその直前の年度において、財務諸表の注記で当該会計方針の選択適用について記述し、変更の妥当性を示す必要がある。

・ 再変更について

機能通貨は、事業活動の基礎となる取引、事象及び状況を考慮して決定している。そのため、一度決定した後は、決定背景に変化のない限り、機能通貨は変更されない。これは、チェココルナへの再変更を検討する場合も同様で、報告通貨としてコルナ以外を使用してきた場合、その企業の主たる経済環境が変化しそれが機能通貨でなくなったと認められない限りは、コルナに戻すことはできない。

税務上の取り扱い

<背景>

チェコ法人税の課税所得計算は、会計上の利益に対し、税法で定められた一定の調整を行うことによって求められる。納税者が報告通貨として外国通貨を選択した場合、外国通貨建て（ユーロ、米ドル、英ポンドのいずれか）で記帳された会計上の損益に基づき、法人税の課税所得や税務債務の計算を実施することが容認される。税法が規定する上限閾値などの各種制限値も同じく、機能通貨に換算して判断する。税務上の繰越欠損金制度を活用している場合、欠損金の再計算が必要となる。欠損金が記録された発生年度最終日の税務上の換算レートを用いて換算する。外国通貨による税額計算は、特惠税率が適用される源泉税や超過利潤税などには適用できない。

<変更概要>

・法人税申告など税務執行手続きは、引き続きチェココルナで実施される。そのため、税務申告書上の各項目記載にあたっては、コルナ建てで報告しなければならない。課税所得・税務債務計算の結果を、チェコ国立銀行が公表する年度末の為替レートに基づき、コルナに換算する必要がある。ただし、税額の支払いは、コルナのみならず外国通貨でも決済可能である。

・今回の機能通貨の導入に際して、付加価値税（VAT）やその他の税目での改正は今のところ予定されていない。これらの税目については、引き続きチェココルナのみを用いることになる。